

綾瀬市中小企業原材料価格等高騰対策臨時給付金 よくある質問

(給付対象者・要件などについて)

Q 1 給付金の対象者は誰ですか。

A 1 市内事業所を有し、事業を営む中小企業者（個人事業主を含む）で、一定の原油原材料価格の高騰の影響が生じている事業者を対象にしています。

Q 2 中小企業者の定義は何ですか。

A 2 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者を対象としています。

Q 3 みなし大企業とは何ですか。

A 3 大企業が申請する中小企業者等の資本金の2分の1以上を所有している又は役員のうち2分の1以上を占めている状態にあるものをいわゆるみなし大企業としております。

Q 4 どのような原油・原材料価格の高騰の影響を受けている事業者が対象ですか。

A 4 令和4年4月期から令和4年8月期までのいずれかの1月の売上総利益率が、前年同月期又は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の年に当たる令和元年又は令和2年の同月期と比較して10%以上減少している事業者が対象となります。

Q 5 令和3年10月に事業を開始し、創業から1年未満のため令和4年4月から8月と前年同月期が比較できないのですが、申請することはできますか。

A 5 創業後の月次決算期から令和4年8月期までの間の任意の2か月の売上総利益率を比較し、10%以上の減少があれば、申請することができます。

Q 6 売上高が減少していますが、申請することは可能ですか。

A 6 原油、原材料価格の高騰や必要な物資の供給制限などを起因とした、原材料価格等の上昇などの影響を受けている市内の中小企業者（個人事業主含む）に対し、一定の要件を満たした場合において給付する事業であるため、売上高が減少したことだけでは給付対象とならない場合があります。

Q 7 市税を滞納している事業者は対象になりますか。

A 7 申請日時時点で納期限の到来している市税を完納していることが条件となります。万が一、未納が確認できた場合、速やかに滞納分を納付していただく必要があり、未納がないことが確認できた時点で、申請手続きを再開いたします。

Q 8 Q 1～Q 7 以外に何か対象要件はありますか。

A 8 綾瀬市暴力団排除条例に掲げる暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当しない者、破産法に基づく破産手続開始の申し立てをしていない者、今後も事業を継続する意思がある者を対象要件としております。

Q 9 申請するために必要な提出書類は何ですか。

A 9 本給付金要綱において様式が定められている申請書、計算書、誓約書、請求書の4点が必要です。また、それに加えて、添付書類として令和元年度等の月次売上高区分を確認するための決算書と振込先が分かる書類として通帳の写し等の2点が必要となります。

Q 10 第2号様式の計算書に記入する売上高や売上原価などを証する書類は添付しなくてよいのでしょうか。

A 10 申請書類は可能な限り少なくするため、根拠書類の添付は求めておりませんが、第3号様式にある誓約書に記載のとおり、申請者においては、第2号様式を作成するにあたり、適正な根拠資料を十分確認し、記入することとしておりますので、添付は不要ですが、お手元には必ず根拠資料を準備いただく必要があります。

Q11 比較する月を変えて、要件を満たせば、複数回申請することはできますか。

A11 要件を満たす事業者に対し、1回の給付となるため、複数回の申請をすることはできません。

Q12 業種の違う会社（別法人）を2社経営していますが、2社分の申請は可能ですか。

A12 それぞれの事業所において、給付要件を満たしている場合には、申請可能です。

Q13 代理の名義で申請は可能なのか。

A13 申請は、法人（代表者）、個人事業者ともに、本人による申請が必要です。

【令和4年7月12日追加】

Q14 本社は市外だが、市内に事業所がある場合は申請可能か。

A14 市内に事業所を保有し、当該給付金の申請要件を全て満たすのであれば、申請することは可能です。

【令和4年7月12日追加】

Q15 青色申告や白色申告であっても申請することは可能ですか。

A15 要件を満たせば、申告方法は問わず申請可能です。

ただし、申請書類に記載する「売上高」や「売上原価」などの金額は、誓約書（第3号様式）のとおり、適正な根拠書類等を基に記載され、偽りが無いことが前提となります。

Q16 売上総利益率はどの様に確認することができますか。

A16 月次の売上高から売上原価を引き、出た数字を売上高で割ることで求められます。

なお、申請書の第2号様式に計算シートがありますので、必要な個所に数字を記入いただければ計算することが可能です。

Q17 売上総利益率を計算するための売上原価にガソリンなどの燃料費や光熱水費を含めてもよいですか。

A17 月次の売上高と売上原価を用いて売上総利益率を算出することを原則としておりますが、今回の給付金事業の趣旨に鑑みて、例えばガソリンなどの燃料費や光熱水費のように原油・原材料価格の高騰の影響を受けており、かつ業種の性質上、売上原価に見込んでも差し支えない費用であれば売上原価に含めても構いません。

Q18 製造業の場合、売上原価（製造原価報告書）に光熱水費等も含まれていますが、そのまま売上原価として計上して大丈夫ですか。

A18 そのまま売上原価として計上していただいて問題ありません。

（給付金額について）

Q1 給付金額はいくらですか。

A1 令和元年度等の月次売上高に応じて次の区分により給付します。

- 月次売上高が1,000万円以上の場合は50万円
- 月次売上高が500万円以上～1,000万円未満の場合は30万円
- 月次売上高が500万円未満の場合は10万円

Q2 給付額に差があるのはなぜですか。

A2 事業規模に応じて原材料価格等の高騰による影響にも差があることから、一律給付ではなく、月次の売上高に応じた区分を設けたものです。

Q3 給付金の額を決める区分について、令和元年度以外の決算期のものを使用してもよいですか。

A3 令和元年度の決算が確定している場合は、令和元年度のみ使用可能となります。なお、創業開始時期が令和元年度以降の場合には、確定している1期分、確定している期がない場合には、連続する月次決算書の添付が必要となります。

Q4 令和元年度等の決算書を添付する理由は。

A4 給付額を定めるための根拠書類となるため、提出いただくものです。

【令和4年7月12日追加】

Q 5 令和元年度等の決算書は1期分全ての書類が必要か。

A 5 令和元年度等における1期分の売上高であることを確認できる書類を提出してください。（例：決算期が記載された決算報告書の表紙とその期間に適合している損益計算書等をセットにして提出）

【令和4年7月12日追加】

Q 6 決算期は7月から6月だが、給付額を決める、令和元年度等の決算書はどの期のもので計算すればよいか。

A 6 令和元年4月から令和2年3月の12月のうち、多くの月期を含む期を令和元年度の決算書と見なしていただいて構いません。

7月から6月が決算期の場合は、令和元年7月から令和2年6月を決算期とした決算書を添付してください。

（その他）

Q 1 申請期間はいつからいつまでですか。

A 1 令和4年7月11日（月）から令和4年9月30日（金）までです。必要書類は直接窓口又は郵送（消印有効）において提出してください。

Q 2 申請してから実際に口座に振り込まれるまでの期間はどのくらいですか。

A 2 適正な請求書の提出後、15日以内で振り込みます。

申請書や内容審査にて疑義などが生じた場合には、振り込みまでに一定程度の時間をいただく可能性があります。

Q 3 給付金は原材料等の購入などに限定されていますか。

A 3 事業の継続を目的としていることから、給付金の使途の制限はありません。

Q 4 制度のことや給付対象になるのかなど相談できる場所は。

A 4 専用コールセンターを開設（令和4年7月11日（月）から）しておりますので、そちらに相談ください。

●専用コールセンター（0467-70-5687）

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

Q 5 給付金の使途は限定されるのか。

A 5 今回の給付金は、原材料等価格高騰の影響を受けた事業者に対して、事業継続支援を目的としていることから、使途、目的を限定しないこととします。また、支給後の実績報告書の提出も必要ありません。ただし、虚偽の申請等が発覚した場合、給付金を返還していただきます。

Q 6 給付金は課税の対象になるのか。

A 6 給付金は、厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、使途に制約のない資金を給付するものです。これは、税務上、益金（収益。個人事業者の場合は、総収入金額）に算入され、それぞれの事業所によりますが、収益よりも損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、課税対象となりません。（逆は課税対象となります）